

## 法律名：内航海運組合法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 海運組合の団体協約の変更の認可
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第10条第1項後段  
・内航海運組合法施行規則第2条
- 手続対象者 : 海運組合
- 提出時期 : 団体協約を変更しようとするとき
- 提出方法 : 団体協約の変更しようとする内容を記載した申請書を作成し、国土交通大臣（海運組合の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、当該地方運輸局長等）へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類)・変更の理由を記載した書面  
・変更を承認した総会又は総代会の議事録の謄本  
(部数)3通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先：

国土交通省海事局国内貨物課	03 - 5253 - 8627 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0134 - 23 - 4213 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	022 - 299 - 8858 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	025 - 244 - 6115 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	045 - 211 - 7214 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	052 - 952 - 8013 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	06 - 6949 - 6416 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	078 - 321 - 3143 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	082 - 228 - 3679 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	087 - 825 - 1178 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	093 - 332 - 8083 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098 - 866 - 0031 (直通)

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : ・法第8条第1項但書に規定する事態を克服するための必要かつ最小限をこえないこと。  
・法第2条第2項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員

の間に不当に差別的でないこと。

・ 荷主又は関連事業者の利益を不当に害しないこと。

標準処理期間

: 1 . 5 ヶ月

不服申立方法

:( 行政不服審査法の規定による )